

# 第二次下野市教育大綱

令和 3 (2021) 年度～令和 7 (2025) 年度

令和 3 年 2 月  
下 野 市  
下野市教育委員会

## I 大綱策定の趣旨

市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとして「下野市教育大綱」を定めています。

現行の大綱の対象期間が、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までとなっていることから、今回、首長と教育委員会が協議・調整を行い、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを対象期間とする新たな「第二次下野市教育大綱」を策定しました。

この大綱は、下野市の教育目標や施策の根本となる方針について定めるものであり、地域の実情を反映した教育、学術及び文化の振興に必要なさまざまな施策を展開する上での指針となります。

## II 大綱の期間

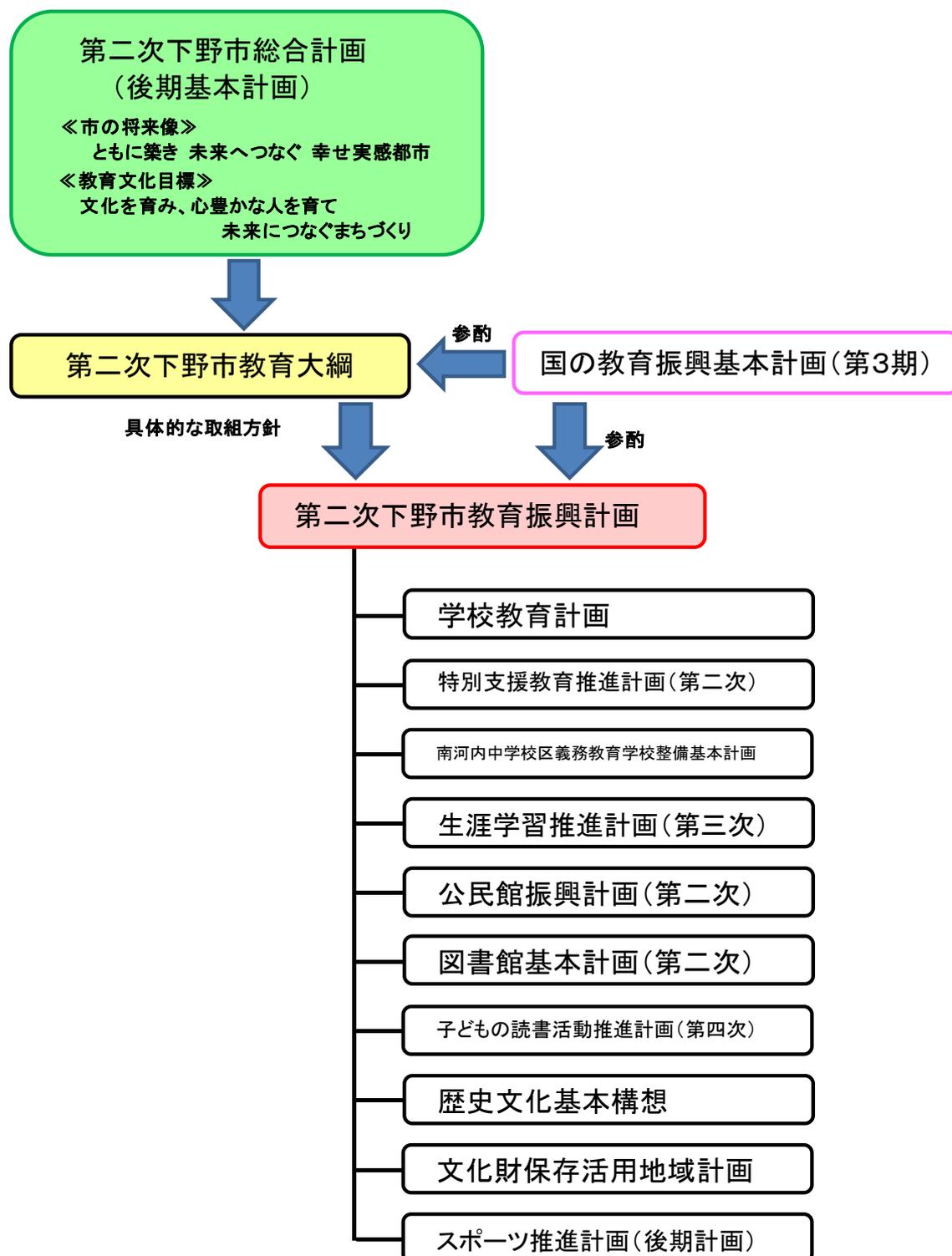
大綱は国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされ、対象期間を5年としていることから、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年を計画としての区切りとします。

また、下野市の最上位計画である「第二次下野市総合計画(後期基本計画)」が令和2(2020)年度に策定され、計画期間を5年と設定していることから、下野市における大綱も当該計画との整合性を図るとともに、必要な改定等については総合教育会議において適宜、検討を行うものとしします。

28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第二次下野市総合計画(前期基本計画)					第二次下野市総合計画(後期基本計画)				
下野市教育大綱(H28~H32)					第二次下野市教育大綱(R3~R7)				
下野市教育振興計画(H28~H32)					第二次下野市教育振興計画(R3~R7)				
栃木教育振興基本計画2020					栃木教育振興基本計画(R3~R7)				
25年度~	国の教育振興基本計画(第2期)				国の教育振興基本計画(第3期)				

### Ⅲ 大綱を実現するための計画等

大綱を実現するための具体的な施策については「第二次下野市総合計画（後期基本計画）」を上位計画として策定された「第二次下野市教育振興計画」を柱とし、「学校教育計画」、「生涯学習推進計画（第三次）」、「文化財保存活用地域計画」、「スポーツ推進計画」などの分野別計画のほか、その下位に位置づけられる個別計画等を示していきます。これらの分野別計画を相互に連携させながら、横断的な施策を展開していきます。



## IV 大綱の体系一覧

	5年間で目指すべき姿	目指すべき方向性
学校教育	学校・家庭・地域が連携し、地域に開かれた特色ある教育環境づくり	1 生きる力を育む特色ある教育活動を展開します。
		2 新たな時代に対応する教育の充実に努め、確かな学力の定着を目指します。
		3 子どもたちの学びと育ちをつなぐ小中一貫教育等を推進します。
		4 子ども一人一人に応じた教育・支援の充実を図ります。
		5 安全・安心で質の高い教育環境の充実を図るための整備を推進します。
生涯学習	市民の自己実現や交流促進の支援と学びを活かす環境づくり	1 生涯学習による豊かな市民生活の支援と学習成果を活かしたまちづくりを推進します。
		2 人権教育を推進し、社会的包摂の意識醸成を市民主体の協働のまちづくりにつなげます。
		3 学校・家庭・地域の連携による地域全体の教育力の向上と地域コミュニティの活性化を目指します。
		4 生涯にわたる多様な学習機会と場を提供するため、生涯学習実施機関の機能充実を図ります。
文化・芸術	市民が文化的に豊かな市民生活を送ることができる環境づくり	1 東の飛鳥プロジェクトによる歴史遺産を活かした“歴史のまちづくり”を推進します。
		2 市民の自主的な文化芸術活動を尊重し、継続的な支援を行います。
		3 文化芸術活動が展開しやすい環境づくりに取り組みます。
		4 下野市周辺地域の歴史や当時の様相を究明するため、下野市の文化財について調査研究を進めます。
		5 歴史遺産の保存・整備・活用を推進します。
スポーツ	市民がスポーツに親しみ、遊び、楽しむことができる環境づくり	1 すべての市民が、スポーツに親しみ活動できる場を提供し、活力あるまちづくりを目指します。
		2 「市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”」の実現に向けて、生涯スポーツ活動団体等の支援・充実を図ります。
		3 スポーツ意識の高揚を図るため、競技スポーツを支援します。
		4 スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、施設の適切な配置及び管理を図ります。

## V 大綱の分野別方針

### 1. 学校教育についての方針

〔5年間で目指すべき姿〕

学校・家庭・地域が連携し、地域に開かれた特色ある教育環境づくり

〔目指すべき方向性〕

目指すべき  
方向性 1

生きる力を育む特色ある教育活動を展開します。

豊かな心と確かな学力、健やかな体の調和に基づいた「生きる力」をより一層育み、社会の変化に主体的に対応できる子どもを育成します。道徳教育、人権教育及び読書活動を推進するとともに、さまざまな体験活動を通して、自己有用感を醸成し、人間性豊かな子どもを育みます。

また、生涯を通じて健康な生活を送る基盤を築くことを目指し、体力・運動能力の向上を図り、健康安全教育、食育等の充実を通して、子どもたち一人一人が自分の命は自分で守る意識を高めます。

〔取組方針〕

- (1) 自己有用感を育む教育活動の推進
- (2) 道徳教育・人権教育の充実
- (3) 読書活動の推進
- (4) 体力向上の推進
- (5) 健康安全教育・食育の推進
- (6) ふるさと学習・家庭教育の推進

目指すべき  
方向性 2

新たな時代に対応する教育の充実に努め、確かな学力の定着を目指します。

子どもたちが自ら課題を発見し解決に向かう学びの場を保證できるよう、主体的・協働的な学習の推進に努めるとともに、学力の確実な定着に向けた方策を実施・検証し、授業改善につなげます。また、教育活動全体を通して言語能力の確実な育成を図るとともに、外国語教育や情報教育の充実に努め、グローバル化や情報化が急速に進む変化の

激しい社会に対応できる子どもを育成します。

さらに、組織的、計画的な教育研究所の運営に努め、教職員の資質や指導力の向上を目指します。

### 〔取組方針〕

- (1) 主体的・協働的な学習の推進
- (2) 各種学力調査等の分析・検証・改善
- (3) 言語能力の確実な育成
- (4) 外国語教育の充実
- (5) 情報教育の充実
- (6) 教職員の資質向上

<b>目指すべき 方向性 3</b>	<b>子どもたちの学びと育ちをつなぐ小中一貫教育等を推進 します。</b>
------------------------	---

義務教育9年間を見通した教育活動として、小中一貫教育を推進します。各学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通した教育課程を編成し、系統的な指導を目指します。また、「下野子ども未来プロジェクト」を核として、中学校と小学校の子どもたちの交流を通して、自らの手でよりよい学校づくり、よりよい地域づくりのため、主体的に考え、行動できる子ども、正しい判断のできる子どもを育てます。

子どもたちにとって最も望ましい教育環境を提供するため、学校規模の適正化と小中一貫教育の推進を図ります。そのために、平成25年11月に策定した「下野市学校適正配置基本計画」における取組状況やその効果等を検証するとともに、地元の意向を反映させながら、学校運営協議会の運営による地域の教育力の活用など、更なる教育環境の整備を進めます。

### 〔取組方針〕

- (1) 小中一貫教育の推進
- (2) 「下野市子ども未来プロジェクト」の推進
- (3) 学校適正配置推進協議会の運営
- (4) 学校運営協議会の運営と充実

**目指すべき  
方向性 4****子ども一人一人に応じた教育・支援の充実を図ります。**

すべての子どもたちが安心して充実した学校生活を送れるよう、安心感のある学級づくりや教育相談・適応支援を推進し、一人一人の教育的ニーズに応じた学校生活・学習支援を推進します。

また、様々な不安や悩みを抱えた子どもたちへの相談体制を充実させるとともに、いじめや不登校をはじめとする学校で起こる問題行動等の未然防止に向けて、学校と家庭との更なる連携に努め、子どもたちのよりよい成長を支えています。

さらに、経済的な支援として、児童生徒就学援助事業や奨学金貸付事業を推進します。

**〔取組方針〕**

- (1) 特別支援教育の充実
- (2) 「下野市いじめ防止基本方針」の運用
- (3) 教育相談・適応支援の推進
- (4) 児童生徒指導體制の整備
- (5) 児童生徒就学援助事業の推進
- (6) 奨学金事業の推進
- (7) スクールアシスタント配置及びユースサポート事業による学校生活・学習支援の充実

**目指すべき  
方向性 5****安全・安心で質の高い教育環境の充実を図るための整備を推進します。**

子どもたちが安心して学校に通えるように、学校・家庭・地域が緊密に連携しながら、交通事故や犯罪などから子どもたちを守ります。通学路の整備はもとより、危険個所の把握や日々の見守りを地域ぐるみで推進します。

また、安全な空間で快適な学校生活を送れるよう、老朽施設の計画的な改修や整備、防犯対策などを進めるとともに、ICT環境や学校備品等の充実に努めます。

**〔取組方針〕**

- (1) 下野市学校施設等長寿命化計画に基づいた市立小・中学校施設の改修及び整備
- (2) 通学路安全対策の推進
- (3) ICT環境整備の推進
- (4) 学校備品等の充実

※ICTとはInformation and Communication Technologyの略。

学校教育の現場において、電子黒板やタブレット端末など情報通信技術（ICT）を活用して、効果的な学習活動を行っている。

## 2. 生涯学習についての方針

### 〔5年間で目指すべき姿〕

市民の自己実現や交流促進の支援と学びを活かす環境づくり

### 〔目指すべき方向性〕

目指すべき方向性 1	生涯学習による豊かな市民生活の支援と学習成果を活かしたまちづくりを推進します。
------------	---

グローバル化や情報化、少子高齢化など変化の激しい現代社会を、より豊かに生きていくためには、社会の変化に応じた学び直しによるスキルアップが求められています。

こうした時代を切り拓き、持続可能で活力ある社会を構築していくため、市民が培った知識や経験・技能といった学習成果を社会に還元し、協働のまちづくりに活かせるような様々な支援や機会・場の提供を行います。

### 〔取組方針〕

- (1) 生涯学習推進計画に基づく体制づくりと事業の実施
- (2) 学習の機会・情報の提供による学習者の支援
- (3) 学習成果を活かした活動の支援

目指すべき方向性 2	人権教育を推進し、社会的包摂の意識醸成を市民主体の協働のまちづくりにつなげます。
------------	--

少子高齢化、国際化、情報化等の社会状況の変化に伴い、人権に関する様々な課題が生じています。人間固有の権利である人権尊重の理解を深めるための多様な学習機会を提供し、そこから生じる社会的包摂の意識を市民協働のまちづくりにつなげるための場づくりを行います。

### 〔取組方針〕

- (1) 人権教育講演会・市民人権講座の開催
- (2) 公民館における高齢者学級の開催
- (3) ひとまちづくり講演会の開催

**目指すべき  
方向性 3**

学校・家庭・地域の連携による地域全体の教育力の向上と地域コミュニティの活性化を目指します。

急激な社会構造の変化に対応していくためには、豊かな人間性を育む総合的な力を身につける必要があります。このため、学校・家庭・地域が連携して、子どもの健全育成を推進するとともに、地域全体としての教育力の向上と地域コミュニティの活性化を目指します。

**〔取組方針〕**

- (1) 地域とともにある学校づくりの推進
- (2) ふれあい学習の推進による地域コミュニティづくり
- (3) 年輪のつどい・成人式等の開催
- (4) 各種団体の育成（社会教育関係団体等の支援）
- (5) ファミリエ下野市民運動の推進による青少年の健全育成
- (6) 公民館や学校における家庭教育の推進

**目指すべき  
方向性 4**

生涯にわたる多様な学習機会と場を提供するため、生涯学習実施機関の機能充実を図ります。

心豊かな市民生活を実現するためには、生涯にわたる多様な学習の機会・場・情報の提供と、市民の学びを活かしたまちづくりの支援が求められます。このため、公民館では心豊かな市民生活を実現するための多様な学習機会の提供、図書館では多様なニーズに即した資料や情報提供による子ども・市民の読書活動の推進や学習活動の支援、生涯学習情報センターでは学びを活かした市民によるまちづくりの支援を行います。

**〔取組方針〕**

- (1) ライフステージに応じた多様な学習、ひと・まちづくりに関する場の提供（公民館）
- (2) 子ども・市民の読書活動の推進及び市内小中学校の図書室支援（図書館）
- (3) 学びへの総合調整機能を活かした、市民によるまちづくりの支援（生涯学習情報センター）
- (4) 生涯学習施設の整備及び管理運営
- (5) 自治医科大学など諸団体との連携による学習機会の提供

### 3. 文化・芸術についての方針

#### 〔5年間で目指すべき姿〕

**市民が文化的に豊かな市民生活を送ることができる環境づくり**

<b>目指すべき 方向性 1</b>	東の飛鳥プロジェクトによる歴史遺産を活かした “歴史のまちづくり”を推進します。
------------------------	---

下野市に残る数多くの文化財を保存・継承・活用した、“歴史のまちづくり”を実現するために「下野市文化財保存活用地域計画（通称：東の飛鳥プロジェクト）」を推進します。

また、観光や学校教育・生涯学習の資産として文化財の総合的な活用を図ることにより児童生徒や市民の文化財に対する愛護心やふるさとである下野市への誇りと郷土愛の涵養に努めます。

#### 〔取組方針〕

- (1) 「下野市文化財保存活用地域計画（通称：東の飛鳥プロジェクト）」の推進
- (2) 東の飛鳥ツーリズム事業の実現
- (3) 学校教育との連携による「ふるさと学習」の支援と推進
- (4) 下野市の歴史文化に関する情報発信の促進
- (5) 文化財愛護ボランティアの養成・活動支援と文化財マイスター制度の実施

#### 〔目指すべき方向性〕

<b>目指すべき 方向性 2</b>	市民の自主的な文化芸術活動を尊重し、継続的な支援を行います。
------------------------	--------------------------------

文化・芸術は、創造力や感性が豊かな人を育み、個性溢れる地域文化の創造に必要不可欠なものです。様々な分野における文化芸術に親しむ機会の充実や、自主的な文化活動の促進を図るとともに、次世代を担う人材育成の促進が求められています。

子どもから高齢者まで、市民の誰もが身近に芸術文化にふれあえるまちづくりを目指し、各種文化芸術活動の成果発表の機会や優れた舞台芸術等を鑑賞できる機会の充実を図り、下野市の新たな文化の創造と豊かな文化を育む活動づくりに取り組みます。

## 〔取組方針〕

- (1) しもつけ市民芸術文化祭の開催
- (2) 文化芸術団体の育成と活動支援
- (3) 小中学校芸術文化鑑賞会の開催
- (4) 地域に残る伝統文化の伝承

### 目指すべき 方向性 3

文化芸術活動が展開しやすい環境づくりに取り組みます。

市民の多彩な文化活動を支えるため、「グリムの森・グリムの館」を中心とした環境づくりに努め、施設の維持管理や利用者の安全確保に必要な整備を行います。利用者の満足度を高め魅力ある運営を行うとともに、指定管理者が実施する参加型・鑑賞型事業等を通し、優れた文化芸術に親しむ機会を広く提供し、年間を通してワークショップやコンサートの開催等、多種多様な事業を実施します。

また、利用者ボランティアグループの協力を得ながら、緑化活動等市民協働による各種事業に取り組むとともに、市民ニーズ等を勘案しながら、文化芸術施設整備についても引き続き研究を進めます。

## 〔取組方針〕

- (1) グリムの森・グリムの館の利活用の促進
- (2) 指定管理者による魅力ある管理運営
- (3) 文化芸術施設整備の検討

### 目指すべき 方向性 4

下野市周辺地域の歴史や当時の様相を究明するため、下野市の文化財について調査研究を進めます。

市内には、下野薬師寺跡等の国指定史跡をはじめとした遺跡のほか、かんぴょうの生産道具等の民俗文化財や古文書等も数多く残されています。下野市及び周辺地域の歴史究明のために調査研究を推進し、その結果に基づきこれらの文化財の適切な保存と活用について検討を行います。

## 〔取組方針〕

- (1) 国指定史跡・県指定史跡等の調査研究の推進
- (2) 開発に伴う発掘調査の実施
- (3) かんぴょう生産道具等民俗資料の調査収集の推進
- (4) 古文書の調査収集の推進
- (5) 文化財の調査研究報告書等の作成

### 目指すべき 方向性 5

歴史遺産の保存・整備・活用を推進します。

国指定史跡「下野薬師寺跡」「下野国分寺跡」「下野国分尼寺跡」を、市民が史跡に触れながら憩える場、観光や学校教育・生涯学習の資産として活用できるよう、史跡公園としての整備を進めていきます。

史跡下野薬師寺跡については、第3期整備を推進するとともに、寺の創建に関わる重要な遺跡である「落内遺跡」の追加指定を目指します。

また、本市に所在する県内最古級の古墳である「三王山南塚古墳群」や古墳時代後期の下毛野国の領域を表す「しもつけ古墳群」については、国史跡の指定を目指すとともに保存・活用についての検討を進めていきます。その他、民俗文化財等についても今後、保存活用を推進するため、指定等を目指した作業を進めていきます。

## 〔取組方針〕

- (1) 国指定史跡の保存整備・活用の推進
- (2) 文化財展示収蔵施設の活用・整備
- (3) 下野薬師寺跡第3期整備の推進
- (4) 市内重要遺跡（古墳等）の国史跡指定に向けた取組
- (5) 民俗文化財の文化財指定に向けた取組

## 4. スポーツについての方針

### 〔5年間で目指すべき姿〕

市民がスポーツに親しみ、遊び、楽しむことができる環境づくり

### 〔目指すべき方向性〕

目指すべき方向性 1	すべての市民が、スポーツに親しみ活動できる場を提供し、活力あるまちづくりを目指します。
------------	---

子どもから高齢者、障がいのある方などすべての市民が、生涯にわたってスポーツ活動に親しみ楽しむことができる場を提供することで、心身の健全な発達や健康の保持増進に寄与し、スポーツ活動を通して市民の連帯感を高め、活力あるまちづくりに貢献します。

令和2年に世界的な流行が確認された新型コロナウイルス感染症に対する感染対策を講じながら、引き続き取組を行ってまいります。

### 〔取組方針〕

- (1) ライフステージに応じたスポーツ教室等の充実
- (2) 子どもと障がいのある方のスポーツ活動の充実
- (3) 地域コミュニティを醸成する市民体育祭等の開催
- (4) キンボールスポーツ等のニュースポーツの普及促進

目指すべき方向性 2	「市民総スポーツ “ひとり1スポーツ”」の実現に向けて、生涯スポーツ活動団体等の支援・充実を図ります。
------------	---

「市民総スポーツ “ひとり1スポーツ”」の実現に向けて、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、各種スポーツ団体等の支援・充実を図るとともに、スポーツ活動を支えるスポーツ指導者やスポーツボランティアの育成を充実します。

### 〔取組方針〕

- (1) 体育協会、スポーツ少年団等の拡充・支援

- (2) 総合型地域スポーツクラブの活動支援
- (3) スポーツ指導者とスポーツボランティアの育成
- (4) スポーツに関する多様な情報の収集と市民への発信

**目指すべき  
方向性 3**

スポーツ意識の高揚を図るため、競技スポーツを支援します。

市民のスポーツ意識の高揚を図るため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地と国民体育大会の誘致を行い会場となることが決定しています。今後も全国大会等の誘致を推進し、トップレベルの選手が行うスポーツに身近にふれる機会を創出します。

また、競技スポーツの技術力の向上や指導者育成のための講習会等の充実を図るなど、競技スポーツを側面から支援します。

**〔取組方針〕**

- (1) 栃木国体や東京オリンピック・パラリンピック競技大会キャンプ地などトップレベルのスポーツに触れる機会の創出
- (2) 競技スポーツ選手への支援、選手養成の推進

**目指すべき  
方向性 4**

スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、施設の適切な配置及び管理を図ります。

体育施設の効果的な管理運営等を促進し、市民が集い、多種目のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる環境整備を図ります。

なお、施設のサービス向上及び効率的な運営を図るため、民間活力の導入を検討します。

**〔取組方針〕**

- (1) スポーツ・レクリエーションに親しめる活動の場の充実
- (2) 下野市体育施設等長寿命化計画に基づいたスポーツ施設の計画的な改修等と効率的な管理運営

令和3年2月 第二次下野市教育大綱

お問い合わせ先

発行者 栃木県下野市・下野市教育委員会

編集 教育総務課教育総務グループ

〒329-0492 栃木県下野市笹原26番地

電話：(0285) 32-8917 / FAX：(0285) 32-8610

E-mail：kyouikusoumu@city.shimotsuke.lg.jp

ホームページ：http://www.city.shimotsuke.lg.jp

